

野洲市野洲川河川公園の利用について

★利用遵守事項

1. 許可書は、利用前に必ず管理事務所にご提示ください。
2. 利用時間には、準備、撤収、清掃など全ての時間を含んでいますので、時間内にこれら全てを終了してください。
3. 開門は午前7時45分です。但し5月～9月の土日祝で利用が午前6時の場合は、午前5時45分に開門します。
4. 閉門は午後4時45分です。但し5月～9月の土日祝で利用が午後7時の場合は、午後7時15分に閉門します。なお、閉門後は次の日の開門まで車を園外に出すことは出来ません。
5. 利用備品は、整理整頓してもとの場所に返却してください。
6. 常に園内の秩序を維持し、清潔の保持に努めてください。
7. 大道具などの搬出入は利用当日としております。また、これらの保管はお引き受けいたしません。
8. 園内での物品販売、飲食物の販売および提供をするときは、事前に管理事務所の許可を受けてください。なお販売の場合は、規定の販売手数料をお支払いいただきます。
9. 園内にポスターや張り紙を貼付するときは、事前に管理事務所の許可を受けてください。
10. 施設に応じた専用の靴を履いてください。
11. 園内での火気の利用、喫煙は固くお断りします。
12. 施設および備品等を損傷、滅失したときは速やかに管理事務所までご連絡ください。
13. お持込になったゴミは全てお持ち帰りください。
14. 遊歩道、トイレ、駐車場は共有施設です。占有しないでください。なお大会の規定等により駐車場係、誘導係を置いていただく場合があります。
15. 許可をうけていない備品の利用や許可されていない施設への立入は固くお断りします。
16. 原状復帰し退園される前に必ず管理事務所にご連絡ください。
17. 車は、駐車場が指定する場所に止めてください。なお、準備等で園内進入禁止区域に車を乗り入れたい場合は、管理事務所までご相談ください。
18. 利用を取り消す場合はなるべく早めにご連絡ください。

★利用料の還付

利用を取り消し、還付申請をされた場合は、下記のとおり還付します。

- ① 利用日の1週以前に還付申請された場合は、利用料の半額を還付します。
- ② 利用日の4週以前に還付申請された場合は、利用料の全額を還付します。

★利用申請について

- ① 利用する2ヶ月前の第1土曜(野洲市在住の方)から野洲市野洲川河川公園管理事務所にご利用申請してください。
野洲市以外在住の方は、利用する2ヶ月前の第2土曜日から受付開始します。
なお申請時間は午前8時から午後4時までです。
- ② 休園日は毎週月曜日(祝日、祝日振替は除く)と年末年始です。

野洲市野洲川河川公園
〒520-2323 滋賀県野洲市三上 2224
☎077-586-0800